

[illegible]

その 3

令和 7 年 3 月

高 梁 市

第 1 回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件 名	結 果	頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		3

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	岡 田 正 美	
	西 村 肇	
	岡 本 健	
	赤 木 日登美	
	土 田 晶 代	
	平 野 悦 子	
	竹 並 信 二	

令和 7 年 3 月 21 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるため。

(参考)

人権擁護委員名簿

令和7年3月1日現在

選 任 年 月 日	任期満了 年 月 日	住 所	氏 名	生年月日	任 期 満了等
R 7. 1. 1	R 9. 12. 31		赤木 啓子		
R 6. 7. 1	R 9. 6. 30		大久保緑子		
R 4. 7. 1	R 7. 6. 30		西 村 肇		○
R 4. 7. 1	R 7. 6. 30		大内 睦子		○
R 5. 1. 1	R 7. 12. 31		妻井 博之		
R 4. 7. 1	R 7. 6. 30		藤井 恵子		○
R 5. 7. 1	R 8. 6. 30		山川 一郎		
R 7. 1. 1	R 9. 12. 31		高田知加子		
R 6. 1. 1	R 8. 12. 31		大江 祥文		
R 7. 1. 1	R 9. 12. 31		湯浅 史郎		
R 4. 7. 1	R 7. 6. 30		平松 正寛		○
R 4. 7. 1	R 7. 6. 30		赤木日登美		○
R 5. 7. 1	R 8. 6. 30		加藤 浩子		
R 6. 1. 1	R 8. 12. 31		難波 眞琴		
R 5. 7. 1	R 8. 6. 30		大月 一郎		
R 4. 7. 1	R 7. 6. 30		西井 秀明		○
R 6. 7. 1	R 9. 6. 30		平川公之助		
R 4. 7. 1	R 7. 6. 30		村上 鉄治		○

(参考)

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。